

諮問実施機関：滋賀県知事（総務部総務課）

諮問 日：平成 25 年 4 月 15 日（諮問第 75 号）

答申 日：平成 26 年 3 月 14 日（答申第 69 号）

内 容：「〇〇学園に係る私立学校審議会の議事録」の公文書一部公開決定に対する
異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、平成 24 年 1 月 12 日に開催された滋賀県私立学校審議会協議会の議事録につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、役職名は公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 25 年 2 月 13 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

- 請求 1 〇〇学園に関わる全ての私学審議会の議事録、報告書、提出文書の一式
- 請求 2 〇〇学園に関する現存する全ての私学審議会、協議会の音声データ
- 請求 3 〇〇学園に関して、知事が答申を受けて判断するにあたって今までに閲覧したすべての資料、また総務課より報告した内容の文章など一式
- 請求 4 〇〇学園の最終の私学審議会開催案内文書
- 請求 5 〇〇学園に関する滋賀県総務課と文部省とのやり取りの全て
- 請求 6 〇〇学園の寄宿舍、校舎、グラウンド、駐車場の地盤について、どのような安全基準で（大津市に問合せをした経過を含め）審議したか分かる書類の一式
- 請求 7 グラウンド上のクラブハウスに係る部分の申請について、市、〇〇学園、住民、UR、私学審議会、県総務課等に対する全ての書類一式
- 請求 8 過去に私学審議会の答申と異なる判断を知事がした時の経過の分かる文章など一式

2 実施機関の決定

同年2月28日、実施機関は、他の請求に先行して、請求1のうち、〇〇学園に係る私立学校審議会の議事録について、次のとおり公文書を特定し、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（特定した公文書）

- 公文書1 平成23年度第1回滋賀県私立学校審議会議事録（平成23年8月4日）
- 公文書2 私立学校審議会協議会議事録（平成23年8月22日）
- 公文書3 平成23年度第2回滋賀県私立学校審議会議事録（平成23年8月29日）
- 公文書4 平成23年度第3回滋賀県私立学校審議会議事録（平成23年10月31日）
- 公文書5 私立学校審議会協議会議事録（平成24年1月12日）
- 公文書6 平成23年度第4回滋賀県私立学校審議会議事録（平成24年3月1日）
- 公文書7 平成23年度第5回滋賀県私立学校審議会議事録（平成24年3月26日）
- 公文書8 平成24年度第1回滋賀県私立学校審議会議事録（平成24年9月7日）
- 公文書9 平成24年度第2回滋賀県私立学校審議会議事録（平成24年11月26日）

3 異議申立て

同年3月15日、異議申立人は、本件処分のうち、公文書5において「委員の発言中にある他の委員名を特定するもの」が非公開とされた処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

公文書5において非公開とされた部分のうち、「委員の発言中にある他の委員名を特定するもの」の公開を求める。

2 異議申立ての理由

「委員の発言中にある他の委員名を特定するもの」とされる数文字を公開しても、委員が特定されとは限らない。

また、条例第6条第5号にいう「不当に損なわれるおそれ」とは、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあると認められることが必要であると言うべきであり、今回の場合はそれに当たらないと思われる。

なぜなら、全国的に見ても、私学審議会は公聴会などを行う方向性にあり、傍聴については、①公開 16 件、②部分公開 15 件、③非公開 16 件という具合に、適正な審議は非公開でなくとも行われている。他府県では、公開であっても適正に審議が行われていることを考えれば、団体名から委員が特定されるからといって、これを非公開とする理由はないと考えられる。

実施機関からは、非公開部分は団体名であるとの説明を受けているが、もし、ある団体が委員に対して圧力をかけたというような告発的発言であるのであれば、公開するにあたり「関係者の率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とは言えず、黒塗り部分の公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 私立学校審議会について

私立学校審議会は、私立学校法第9条に基づき設置された知事の諮問機関であり、知事が私立学校の設置認可を行う場合には、予め私立学校審議会の意見を聴かなければならないと定められ、知事は私立学校審議会の答申を受けて、認可の可否等の判断を行うこととなっている。

滋賀県私立学校審議会の委員は、中学校、高等学校、幼稚園、専修学校および各種学校等の私立学校関係者ならびに学識経験者等の11名で構成されており、会議については、委員が自由かつ率直に自己の意見や見解を表明し、意見交換を行うことが重要であるため、非公開で行っている。

なお、〇〇学園関西校に係る案件については、平成23年4月に設置認可申請があり、私立学校審議会における審議の結果、平成25年2月に設置を適当とする答申が行われている。

3 非公開理由について

私立学校審議会および私立学校審議会協議会は、いずれも委員が自由かつ率直に自己の意見や見解を表明し、意見交換を行うことが重要である。

非公開とした部分は、発言委員が特定されるものであり、当該部分を公開すれば今後の案件における委員の発言が表面的、形式的なものとなり、自由かつ率直な意見交換、提言等が阻害され、審議会の公正・公平性の確保が保障できなくなるおそれがある。

したがって、非公開とした部分は、条例第6条第5号の非公開情報に該当するものである。

なお、本件処分時には、公開をしない部分について、「他の委員名を特定するもの」と記載していたが、正しくは「発言委員名を特定するもの」である。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成24年1月12日に開催された滋賀県私立学校審議会協議会の議事録である。

実施機関は、本件対象公文書について、発言委員名を特定する情報であるとして、団体の名称およびその略称（以下「団体名等」という。）ならびに役職名を条例第6条第5号により非公開としている。

これに対して、異議申立人は、非公開とされた部分の公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性について検討する。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は、県の機関等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断は、審議、検討等の途中段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が見過ごしできない程度のものをいうと解される。

(2) 条例第6条第5号該当性について

実施機関は、発言委員名が特定される情報を公にすると、今後の案件において、私立学校審議会の自由かつ率直な意見交換、提言等が阻害され、審議会の公正・公平性の確保が保障できなくなるおそれがあり、当該情報は条例第6条第5号に該当すると主張している。

しかしながら、すでに述べたとおり、同号は、実施機関における審議、検討等の途中段階の情報について、これを公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがある情報を非公開とするものである。

実施機関によれば、私立学校審議会における〇〇学園関西校に関する審議は、本件処分時にはすでに終了していたとのことであり、私立学校審議会が当該案件に対する意思決定を行った後において、なお同号該当性を考慮すべき事情は見当たらない。

ただし、実施機関においては、実質的には、条例第6条第6号該当性を主張しているものと思料されるため、当審査会としては、以下、非公開部分の同号該当性について検討することとする。

(3) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(4) 条例第6条第6号該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象公文書には、委員による個々の発言内容や委員間におけるやり取りの様子など、当日の私立学校審議会の詳細な審議状況が逐語的に記録されているものであると認められる。

また、実施機関によれば、私立学校審議会は、申請案件毎に、私立学校の設置認可の適否を審議しているとのことであり、最終的に認可の可否を判断する知事が私立学校審議会の答申と異なる判断を行った事例はこれまでに存在しないとのことである。

こうしたことを勘案すると、私立学校審議会における個々の発言について当該発言

を行った委員名が特定されることとなれば、利害関係者等から当該委員に対し、不当な圧力または干渉が加えられることが予想され、また、そうした状況に陥ることを懸念した委員が率直な意見の表明を差し控えるなど、今後の私立学校審議会の公平かつ公正な審議、運営に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

そこで、本件処分において非公開とされた団体名等および役職名を公にすれば、発言委員名が特定されるものか否かを検討する。

まず、団体名等については、これを公にすれば、当該団体との関連性から発言委員名が特定されることになるものと言える。

一方、役職名については、実施機関によると、当該部分を公にしたとしても、一定の絞り込みは可能となるものの、発言委員の特定には至らないとのことである。

実施機関においては、特定には至らずとも、なお委員への干渉等のおそれがある旨を主張しているものであるが、こうした干渉等のおそれについては、絞り込みの有無に関わらず想定され得る程度のものであると言え、当該主張は採用できない。

以上のことから、団体名等は、これを公にすると、今後の私立学校審議会の適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第6号に該当するものと認められるが、役職名については、今回の事案に限れば、同号に該当するものとは認められない。

4 付言

実施機関が、本件処分時に、公開をしない部分として記載した「他の委員名を特定するもの」は、「発言委員名を特定するもの」の誤りであったものと認められる。

公文書一部公開決定を行う場合には、非公開とする理由について、できるだけ具体的に記載すべきものであるが、その前提として、公開をしない部分についての説明が正確でなければならないことは言うまでもない。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

以上のことから、実施機関が非公開とした部分のうち、団体名等は条例第6条第6号に該当し、非公開としたことは妥当であるが、役職名は非公開情報に該当しないため、公開すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成25年 4 月 15 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成25年 5 月 20 日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 8 月 7 日	・ 異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成25年 8 月 9 日 (第217回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年 9 月 24 日 (第218回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年10月31日 (第219回審査会)	・ 実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成26年 1 月 7 日 (第221回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成26年 2 月 20 日 (第222回審査会)	・ 答申案の審議を行った。